

真庭市協働協働のまちづくり推進指針改定(案)について

ご意見を募集します

真庭市協働協働のまちづくり推進指針改定(案)に係る

パブリックコメント手続実施要綱

■ 指針改定の目的等

平成 19 年 3 月に策定された「協働のまちづくり推進指針」は、真庭市の未来を見据え、市政と行政が心を合わせて取り組む協働の礎となっていました。時代の歩みとともに、社会は大きく変化し、少子高齢化や人口減少、デジタル化の進展、環境問題など、私たちの地域も新たな課題に直面しています。一方で真庭市内では蒜山高原をはじめとする豊かな自然を資源として生かした CLT やバイオマス、生ごみの液肥化など循環型社会への取り組みや、GREENableHIRUZEN (グリーナブルヒルゼン) など地域のシンボルを中心とした新しい文化的価値も生まれ、真庭市ならではの魅力が一層輝いています。

こうした時代の変化に対応し、自然と人、伝統と先進が調和するまちづくりを実現するためには、行政や市民、地域団体や企業、教育機関、NPO に加え、農林業・観光業・芸術文化といった多様な分野のみなさんが、それぞれの知恵や力を持ち寄り、互いに支え合い、学び合うことが不可欠です。そうした「オール真庭」の気持ちで、誰ひとり取り残さないまち、そして次世代に誇れるまちを目指すために、これまで以上に市民一人ひとりが主役となり、みんなで一緒に未来を創り上げていく。その歩みこそが、真庭らしい協働のかたちです。

今回の改訂では、こうした「オール真庭」による共創・協働を基本に据え、現在と未来の社会変化を踏まえて持続可能で多様性のある新しい地域社会の実現に向けた改訂となるよう、これまでの協働の振り返りと 20 年後の未来の真庭市に向けて必要な協働を、市民アンケートの結果、NPO や地域づくりに取り組む方へのヒアリング、そして市民、行政それぞれによるワークショップで議論した結果を踏まえて作成いたしました。

この内容についてパブリックコメントを実施しますので、ご意見をお寄せください。

■ ご意見を募集する計画案の名称

真庭市協働協働のまちづくり推進指針

■ ご意見の募集期間

令和 8 年 2 月 2 日(月)から令和 8 年 2 月 27 日(金) まで

■ 計画案の入手方法

市ホームページからダウンロードしていただくか、総合政策部地域みらい創生課及び各振興局地域振興課で閲覧できます。

■ 意見を提出できる方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 市内の学校に在学する方
- (5) その他この事案に利害関係のある方

■ 提出方法

パブリックコメント意見提出様式に必ず住所、氏名及び連絡先を記入して次のいずれかの方法によりご提出ください。(口頭あるいは電話でのご意見は不可とします。)

- (1) 直接提出 総合政策部地域みらい創生課又は各振興局地域振興課
- (2) 郵送 〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2
真庭市総合政策部地域みらい創生課 宛
※令和8年2月27日(金)当日の消印有効
- (3) FAX : 0867-42-1353 真庭市総合政策部地域みらい創生課宛
- (4) 電子メール : koryu@city.maniwa.lg.jp

■ 提出されたご意見の取り扱い

- (1) 提出されたご意見は、計画等の参考にさせていただきます。
- (2) 提出されたご意見は、内容とそれに対する実施機関の考え方を後日公開します。
- (3) 個々のご意見に対して、直接個別の回答はいたしません。
- (4) 募集結果の公表の際には、ご意見の概要のみを公表し、住所、氏名等は公表しません。
- (5) 賛否の結論だけのご意見や趣旨が不明確なご意見には、回答をお示しできない場合があります。

■ 問い合わせ先

真庭市総合政策部地域みらい創生課(TEL : 0867-42-1179、FAX : 0867-42-1353)